

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏 名並びにその所属 する部署の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約による こととした会計法 令の根拠条文及 び理由 (企画競争又は 公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員 の数(人)	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
鉄砲町庁舎に係る賃 借契約	中国四国厚生局 支出負担行為担当官 中国四国厚生局長 熊本 宣晴 広島市中区上八丁堀 6-30	平成27年4月1日	NREG東芝不動産株式会社 東京都港区芝浦一丁目1番 1号 富国生命保険相互会社 東京都千代田区内幸町二丁 目2番2号 三井不動産株式会社中国支 店 広島県広島市中区中町9番 12号	会計法第29条の3 第4項 予算決算及び会計 令第102条の4第 3号 引き続き当該場所 を事務所として使 用する必要があり、 契約の性質が競争 を許さないため。	37,056,144	37,056,144	100.00%	0	-	-	-	
山口事務所に係る賃 借契約	中国四国厚生局 支出負担行為担当官 中国四国厚生局長 熊本 宣晴 広島市中区上八丁堀 6-30	平成27年4月1日	有限会社湯田不動産管理 山口県山口市吉敷下東一丁 目3番1号山陽ビル吉敷2階	会計法第29条の3 第4項 予算決算及び会計 令第102条の4第 3号 引き続き当該場所 を事務所として使 用する必要があり、 契約の性質が競争 を許さないため。	8,294,928	8,285,832	99.89%	0	-	-	-	
倉庫賃貸借契約	中国四国厚生局 支出負担行為担当官 中国四国厚生局長 熊本 宣晴 広島市中区上八丁堀 6-30	平成27年4月1日	日本通運株式会社 広島県広島市南区西蟹屋2 -1-10	会計法第29条の3 第5項 予算決算及び会計 令第99条第8号	3,460,320	3,382,560	97.75%	0	-	-	-	
ドラム/トナーカート リッジ購入契約 (単価契約)	中国四国厚生局 支出負担行為担当官 中国四国厚生局長 熊本 宣晴 広島市中区上八丁堀 6-30	平成27年4月1日	富士ゼロックス広島株式会 社広島県広島市南区福荷町 2番16号	会計法第29条の3 第5項 予算決算及び会計 令第99条第3号	1,590,926	1,524,096	95.80%	0	-	-	-	単価契約 少額随契 予定調達総額 1,524,096 円
事務用品購入契約 (単価契約)	中国四国厚生局 支出負担行為担当官 中国四国厚生局長 熊本 宣晴 広島市中区上八丁堀 6-30	平成27年4月1日	株式会社日進ブンセイ 広島県広島市西区横川新町 12-11	会計法第29条の3 第5項 予算決算及び会計 令第99条第3号	1,254,742	1,228,822	97.94%	0	-	-	-	単価契約 少額随契 予定調達総額 1,228,822 円

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
医師国家試験会場借上	中国四国厚生局 支出負担行為担当官 中国四国厚生局長 松岡 正樹 広島市中区上八丁堀 6-30	平成28年2月3日	公益財団法人 ひろしま産業 振興機構 広島県広島市南区比治山本 町12番18号	会計法第29条の3 第4項 予算決算及び会計 令第102条の4第 3号 当該施設の借り上 げは、公募を行った 結果1者しか応募 が無く、また、当該 者について当方が 要求する基準を満 たしており、契約の 性質 が競争を許さない ため	2,610,890	2,610,890	100.00%	0	公財	都道府県所管	-	
看護師国家試験会場借上	中国四国厚生局 支出負担行為担当官 中国四国厚生局長 松岡 正樹 広島市中区上八丁堀 6-30	平成28年2月3日	学校法人 常翔学園 広島県東広島市黒瀬学園台 555-36	会計法第29条の3 第4項 予算決算及び会計 令第102条の4第 3号 当該国家試験実施 会場の公募を行っ たが申し込み業者 がなく、個別に調査 した結果、実施可 能な会場は当該会 場のみであり、契約 の性質が競争を許 さないため。	2,289,463	2,289,463	100.00%	0	-	-	-	
診療報酬改定時集団 指導に係る資料印刷 業務	中国四国厚生局 支出負担行為担当官 中国四国厚生局長 松岡 正樹 広島市中区上八丁堀 6-30	平成28年2月8日	アロー印刷株式会社 広島県広島市中区昭和町1 0-15	会計法第29条の3 第5項 予算決算及び会計 令第99条第2号	1,307,020	1,261,214	96.50%	0	-	-	-	

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
看護師国家試験会場借上	中国四国厚生局 支出負担行為担当官 中国四国厚生局長 松岡 正樹 広島市中区上八丁堀 6-30	平成28年2月9日	広島市中小企業会館 指定管理者 株式会社オオケン 広島県広島市西区商工センター1丁目14番1号	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 当該国家試験実施会場の公募を行ったが申し込み業者がなく、個別に調査した結果、実施可能な会場は当該会場のみであり、契約の性質が競争を許さないため。	2,529,580	2,529,580	100.00%	0	-	-	-	
薬剤師国家試験会場借上	中国四国厚生局 支出負担行為担当官 中国四国厚生局長 松岡 正樹 広島市中区上八丁堀 6-30	平成28年2月18日	広島市中小企業会館 指定管理者 株式会社オオケン 広島県広島市西区商工センター1丁目14番1号	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 当該施設の借り上げは、公募を行った結果1者しか応募がなく、また、当該者について当方が要求する基準を満たしており、契約の性質が競争を許さないため	3,123,980	3,123,980	100.00%	0	-	-	-	
中国四国厚生局鉄砲町庁舎レイアウト変更工事	中国四国厚生局 支出負担行為担当官 中国四国厚生局長 松岡 正樹 広島市中区上八丁堀 6-30	平成28年3月2日	鹿島建設株式会社 東京都港区元赤坂1丁目3番1号	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 賃借人は賃借人の指定する者に工事を発注すると定められており、契約の性質が競争を許さないため。	2,041,200	2,041,200	100.00%	0	-	-	-	

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約による こととした会計法 令の根拠条文及 び理由 (企画競争又は 公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員 の数(人)	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
防災用品購入契約	中国四国厚生局 支出負担行為担当官 中国四国厚生局長 松岡 正樹 広島市中区上八丁堀 6-30	平成28年3月15日	株式会社 安西事務機 広島市西区楠木町3丁目10 -15	会計法第29条の3 第5項 予算決算会計令第 99条第3号	1,593,378	1,498,176	94.03%	0	-	-	-	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。